

## 一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会(以下「協会」という。)における表彰及び上部団体等に推薦する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰等)

第2条 協会会長(以下「会長」という。)の行う表彰は、次のとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

2 表彰状は、協会の発展に尽くし、特に顕著な功績があると認められた協会役員等に対して授与する。

(1) 長年にわたり協会の役員として、協会の運営に尽力し、人格、識見とも優れた個人

(2) 地域研究、登山の普及発展に貢献した個人、団体

(3) 協会役員として顕著な功績のあった個人

(4) 全国大会等において岩手県代表として優秀な成績を収めた個人、団体

(5) 前各号に定めるものの外、本会の発展に顕著な功績があり、特に表彰することが適当と認めるもの

3 感謝状は、協会運営に理解を示し、発展に寄与した個人又は団体に対して授与する。

(副賞)

第3条 表彰には、副賞として記念品を贈与することができる。

(上申)

第4条 加盟団体の長又は役員複数は、第2条に定める事績があると認められるときは、会長あてに毎年5月31日又は11月30日までに上申するものとする。

2 前項の規定による上申の様式は、別紙「表彰上申書」のとおりとする。

(審査)

第5条 前条の規定による上申があったときは、理事会は表彰等の可否について必要な事項を調査検討し、表彰の要否、副賞の程度等について意見を付し、会長の決裁を受けなければならない。ただし、全国大会等において岩手県代表として優秀な成績を収めた個人又は団体については、理事会の審査を省略することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期については、5月31日までの上申分については、岩手県民体育大会山岳競技開会式場で、また11月30日までの上申分については、総会の際に表彰するものとする。なお、理事会が必要と認めた場合は、記念式典等において表彰することができる。

(部外推薦)

第7条 部外推薦に係る場合は、第4条で上申されたものを参考に理事会において審議し、会長の決裁を得たものを上部団体等の要請にもとづく表彰該当者として推薦することができる。

(表彰台帳)

第8条 被表彰者及び感謝状の授与者については、表彰台帳を備えて表彰事実を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 岩手県山岳協会表彰規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月5日から施行する。

別紙様式

年 月 日

一般社団法人  
岩手県山岳・スポーツライミング協会  
会長 様

上申者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
連絡先

## 表 彰 上 申 書

一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会表彰規程に基づき、下記のとおり  
上申致します。

被表彰者	ふりがな 氏 名 生年月日
	住所 〒 - 電話番号 - -
	所属団体名等
表彰区分	表彰状 感謝状
事績	
表彰歴	
備考	